

試運用フェーズ2におけるコメントに対する扱いについて

規制庁殿から現在いただいているコメントに対して、コメントの位置づけ及びコメントの扱いに関する事業者意見を以下に記載いたします。

1. 規制庁殿コメント

- (1) 現状、非安全系トレイに蓋があることで、安全系への延焼が防止できる（IEEE384の離隔の説明）設計だが、ケーブルトレイの蓋を撤去することで安全系への延焼防止が期待できなくなる。スプリンクラー等による消火効果とIEEE384による安全系への延焼防止効果を事業者として知恵を出して、両立すべきではないか。
- (2) スプリンクラーヘッドとケーブルトレイの水平距離は提出されている散水試験の条件の水平離隔500mm以下だったのか。結果（最小値）を数値で回答すること。

2. 規制庁殿コメントの扱いに対する事業者意見

- (1) 上記の規制庁殿コメントについては、検査指摘事項「スプリンクラー設置区域において、対象とするケーブル火災について有効に消火できない。」への事業者側の処置として「スプリンクラーによる消火効果向上のためにケーブルトレイの蓋を撤去する。」としたことに対するケーブルトレイ蓋を撤去する方法に加え、撤去後の評価で規制として期待する事項が含まれる提案のコメントであると事業者側は認識しております。
- (2) 今回の検査指摘事項に対しては、蓋が残存することに対する「緑」の判定が行われており、次のステップとしては「原子力規制検査における対応措置ガイド」による深刻度レベルを指定して評価することになると考えております。
- (3) 事業者としては、今回の検査指摘事項については、「原子力規制検査における対応措置ガイド」に記載の以下の観点を満たしており、深刻度レベルについては、SLIVであり、「規制当局に対する対応不要な事象」として位置づけられるのではないかと考えております。
 - ①既に、再発に対処するためのCAPの中へ組み込まれている。
(2019.10.02にCAP DBに入力し、現在ケーブルトレイ蓋を撤去中)
 - ②当該事案が特定された後で、違反の重要度に相応しい時間内に法令要求等を満たしている状態を回復している又は回復の見込みがある。
(ケーブルトレイ蓋の撤去工事を開始しており、「回復の見込みがある。」と言える。)
 - ③当該事案は不適切な是正処置の結果として反復的ではない。ただし、原子力規制庁によって特定される場合に限る。
(今回の検査指摘事項は、過去の是正処置の失敗により発生した事象ではないことから、この観点について該当する事象ではない。)

以上、(3)の①～③を満たしており、深刻度レベルとしては、SLIVに該当し、「規制当局に対する対応不要」に該当すると考えております。

今回の試運用における「検査指摘事項」については、事業者側として是正処置を実施してまいりますが、今回の検査指摘事項に関しましては、「規制当局に対する対応不要」の事案に該当すると考えておりますので、是正処置の結果につきましては、「是正処置の結果が規制要求を満足しているものとなっているのか」との観点から、2020.4月以降の原子力規制検査で確認していただければと考えております。